資料５

介護用品購入費助成事業がはじまります

～令和６年４月より～

これまでの「紙おむつ等支給事業」を廃止し、新たに「介護用品購入費助成事業」を新設することとしました。

これまで

条　　件	非課税世帯で要介護４又は要介護５の認定を受けている 在宅で日常生活上紙おむつ等を必要としている
支給内容	指定した紙おむつや尿取りパッドを決められた枚数支給
支給方法	民生委員等が自宅へ支給

これから

条　　件 ※変更なし	非課税世帯で要介護４又は要介護５の認定を受けている 在宅で日常生活上紙おむつ等を必要としている
支給内容	支給決定日以降に購入した紙おむつ等にかかる購入費用の一部または全額　（1 月当たり上限 2,500 円）
支給方法	請求書に購入内容が分かる領収書等を添付し 長寿介護課へ提出　※請求期限あり

★　主な変更点　★

受給者の購入した紙おむつ等が対象となる

紙おむつ等・・・紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て防水シート

知立市長寿介護課　0566-95-0150